

大牟田市まちづくり基本条例市民検討会設置要綱

(設置)

第1条 大牟田市における協働のまちづくりを推進するために、その基本理念や協働のルール等を定める大牟田市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）を制定するに当たり、市民からの様々な意見及び考えを反映させるため、大牟田市まちづくり基本条例市民検討会（以下「市民検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民検討会は、まちづくりのための課題や方策について協議を行い、まちづくり基本条例に盛り込むべき事項について検討し、市長へ提言を行う。

(組織構成等)

第3条 市民検討会は、次に掲げる委員31名以内で組織する。

(1) 学識経験者1名

(2) 公募による市民30名

- 2 市民検討会は、必要に応じてファシリテーターを置くことができる。
- 3 ファシリテーターは、識見を有する者のうちから、市長が依頼する。
- 4 ファシリテーターは、市民検討会の会議（以下「会議」という。）の議事進行及び調整など会議運営における支援を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が依頼した日から市長へ提言を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、市民検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する者とする。
- 5 副会長は、委員長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。ただし、会議の進行については、ファシリテーターに委任することができる。
- 3 会長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は公開とし、会議録及び会議資料の公表等、市民への情報提供に努め

る。

(傍聴)

第7条 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(連携)

第8条 市民検討会は、第2条に掲げる事務を行うにあたって、大牟田市市民協働推進委員会と連携を図る。

(事務局)

第9条 市民検討会の庶務を処理するため、市民協働部市民協働総務課に事務局を置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。